



意見書案第 2 号

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

栃木市議会議長 梅 澤 米 満 様

提出者 栃木市議会議員 天 谷 浩 明

賛成者 同 広 瀬 義 明

同 同 福 富 善 明

同 同 浅 野 貴 之

同 同 小久保 かおる

同 同 小太刀 孝 之

同 同 針 谷 育 造

同 同 白 石 幹 男

農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得
補償制度の実現を早期に求める意見書

上記意見書を別紙のとおり栃木市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出
いたします。

理由 国に対し、農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある
所得補償制度の実現を早期に求める意見を地方の声として届けるた
めに意見書を提出するもの。

農業の再生と食料安全保障の確立に向けた実効性のある所得補償制度の 実現を早期に求める意見書

我が国の農業は今、生産者の高齢化と後継者不足に加え、史上類を見ない生産資材価格の高騰、そして、異常気象の頻発という複合的な危機に直面しています。

このままでは、次世代への継承が困難な状況であり、国民の命の根幹である「食」を支える基盤が、根底から揺らいでいます。

一方で、国際情勢の不安定化により、いつでも安価に食料を輸入できる時代は終わりを告げました。国民が安心して暮らすための基盤となる食料安全保障の確立は、国家の最重要課題であります。

カロリーベースで38%という低水準の食料自給率を向上させ、国内の生産基盤を維持・強化することは、もはや一刻の猶予ありません。

先進諸国の多くが、農業者の所得を直接的に補償する制度を、国家の基本政策として位置づけています。これは、食料生産が単なる一産業ではなく、国民の生存と国家の独立を守るための基盤であるという共通認識があるからです。気候や市場の変動に左右されやすい農業の特性を鑑み、所得補償を行うことは、我が国においても最重要な課題であります。

よって、政府において、農業を再生し、確固たる食料安全保障を確立すべく下記の事項を早急に実現するよう強く要望をいたします。

記

1 実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる、実効性のある所得補償制度を速やかに法制化すること。その際、制度が永続的、かつ、安定的に運用されるよう十分な財源を確保すること。

2 持続可能な農業への配慮

環境保全型農業や、有機農業など、環境負荷の低減に貢献し、持続可能な社会の実現に資する農業に取り組む農業者については、適切な評価と環境直接支払いなどが受けられる制度設計とすること。

3 現場の実情を反映した制度設計と運用

制度設計と運用に当たっては、地域ごとの多様な農業の実態を十分に踏まえ、小規模・家族経営から大規模経営まで、多様な担い手の声が反映される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様

栃木県栃木市議会